

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 木曽三川下流部の取組方針 (現行・見直し後比較表)

現行・見直し後比較表

R3.8.31 版	見直し	見直し理由
<p>1. はじめに</p> <p>P 参-4・・・</p> <p>令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚災害が頻発している状況を鑑み、国土交通省は「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を答申し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への変換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。</p> <p>P 参-5・・・</p> <p>本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、令和 7 年までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針」(以下「本取組方針」という。)としてとりまとめたものである。</p> <p>このような推進体制のもと、平成 28 年度から令和 2 年度までの取組進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの主な取組についての骨子は以下のとおりである。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>・・・</p> <p>令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚災害が頻発している状況を鑑み、国土交通省は「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を答申し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への変換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。また、気候変動による降雨量増加に伴う水害リスクの増大に対し、「流域治水プロジェクト 2.0」として、流域治水の取組を加速化・深化させることとした。</p> <p>さらに、「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水を目指して」提言においては、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、視野を広げて流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで流域治水の取組を推進するとしている。</p> <p>令和 6 年には、1 月の能登半島地震による被災地において、同年 9 月に記録的な大雨による甚大な被害が発生した。先発の自然災害の影響が残っている状態で次の自然災害が発生し、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」に対し、国土交通省では被害を効率的・効果的に防止・軽減させるための手法等に関する検討会を設置し、「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について」提言が示された。</p> <p>・・・</p> <p>本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、令和 7 年までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川下流部の取組方針」(以下「本取組方針」という。)としてとりまとめたものである。</p> <p>このような推進体制のもと、平成 28 年度から令和 2 年度までの取組進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの主な取組についての骨子は以下のとおりである以下を令和 8 年度以降の骨子とする。</p>	<p>●追加:「流域治水プロジェクト 2.0」報道発表資料、及び「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす 総力戦の流域治水をめざして」提言の概要より追記した。</p> <p>●追加: R3 以降の大規模災害として能登半島の複合災害と、それを教訓とした提言が示されたことから追記した。</p> <p>●修正: 令和 7 年度までの骨子を令和 8 年度以降も継続する。</p>

R3.8.31 版	見直し	見直し理由																																								
<p>P 参-5...</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動(広域避難含む)のための取組を進めていく。 ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。 ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。 ④ 河川管理者によるハード対策(洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策)を進めていく。 <p>2. 本協議会の構成委員</p> <p>P 参-7...</p> <table border="1" data-bbox="172 708 898 986"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>構成機関</th> <th>構成委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td rowspan="2">岐阜県</td> <td>西濃県事務所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>大垣土木事務所</td> <td>事務所長</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>海部県民事務所 海部建設事務所</td> <td>事務所長 事務所長</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所</td> <td>所長 所長</td> </tr> <tr> <td>(独)水資源機構</td> <td></td> <td>中部支社</td> <td>事業部長</td> </tr> </tbody> </table>			構成機関	構成委員	県	岐阜県	西濃県事務所	所長	大垣土木事務所	事務所長	愛知県	海部県民事務所 海部建設事務所	事務所長 事務所長	三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	所長 所長	(独)水資源機構		中部支社	事業部長	<p>...</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動(広域避難含む)のための取組を進めていく。 ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。 ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。 ④ 河川管理者によるハード対策(洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策)を進めていく。 <p>2. 本協議会の構成委員</p> <p>...</p> <table border="1" data-bbox="920 708 1646 986"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>構成機関</th> <th>構成委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県</td> <td rowspan="2">岐阜県</td> <td>西濃県事務所</td> <td>事務所長</td> </tr> <tr> <td>大垣土木事務所</td> <td>事務所長</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>海部県民事務所 海部建設事務所</td> <td>事務所長 事務所長</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所</td> <td>事務所長 事務所長</td> </tr> <tr> <td>(独)水資源機構</td> <td></td> <td>中部支社</td> <td>事業部長次長</td> </tr> </tbody> </table>			構成機関	構成委員	県	岐阜県	西濃県事務所	事務所長	大垣土木事務所	事務所長	愛知県	海部県民事務所 海部建設事務所	事務所長 事務所長	三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	事務所長 事務所長	(独)水資源機構		中部支社	事業部長次長	<p>●修正: 木曽川下流水防災協議会規約の委員名簿の役職に整合</p>
		構成機関	構成委員																																							
県	岐阜県	西濃県事務所	所長																																							
		大垣土木事務所	事務所長																																							
	愛知県	海部県民事務所 海部建設事務所	事務所長 事務所長																																							
三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	所長 所長																																								
(独)水資源機構		中部支社	事業部長																																							
		構成機関	構成委員																																							
県	岐阜県	西濃県事務所	事務所長																																							
		大垣土木事務所	事務所長																																							
	愛知県	海部県民事務所 海部建設事務所	事務所長 事務所長																																							
三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	事務所長 事務所長																																								
(独)水資源機構		中部支社	事業部長次長																																							

R3.8.31 版	見直し	見直し理由
<p>3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案</p> <p>P 参-8・・・</p> <p>気候変動により将来起こりうる巨大台風襲来によって、木曾三川下流部において生じうる洪水・高潮災害による“犠牲者ゼロ”を実現するためには、浸水想定区域外への適切な広域避難誘導とそのための計画が必要となっており、濃尾平野はその特殊性から自治体からの避難情報の発令前に浸水想定区域外への避難(自主的危機回避行動)や交通規制、バスの調達などの大規模輸送の事前計画が重要である。また、巨大台風襲来に伴い木曾三川下流部において生じうる大規模な高潮・洪水災害の危険性や広域避難の必要性について、地域社会(行政・住民双方)においてそれに備える社会的気運を醸成し、問題意識を共有しながら、広域避難等に関する課題を解決していくことが重要となっている。</p> <p>P 参-9・・・</p> <p>またアクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある3市町村(津島市、蟹江町、飛鳥村)を新たに加え、8市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を平成28年10月に設立した。さらに、令和2年9月には近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構及びオブザーバーとして中部運輸局が参画している。本プロジェクトでは、3市町村拡大に伴うアクションプラン等の拡充を図るとともに、各市町村による取り組みの発信や、市町村の枠を越え地域全体で検討すべき内容に関する意見交換を行うことで、地域社会における社会的気運の醸成を図りつつ、適時・的確な広域避難誘導の実現に向けた計画を策定していくこととしている。令和2年8月には、「高潮・洪水災害広域避難計画」として第1版を策定した。</p>	<p>3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案</p> <p>・・・</p> <p>気候変動により将来起こりうる巨大台風襲来によって、木曾三川下流部において生じうる洪水・高潮災害による“犠牲者ゼロ”を実現するためには、浸水想定区域外への適切な広域避難誘導とそのためのの被害低減が求められる。そこで、地域や住民が命を守るために主体的に行動することで円滑な広域避難実施につなげ被害最小化を目指すための規範となる計画が必要となっており、濃尾平野はその特殊性から自治体からの避難情報の発令前に浸水想定区域外への避難(自主的危機回避行動)や交通規制、バスの調達などの大規模輸送の事前計画が重要である。また、巨大台風襲来に伴い木曾三川下流部において生じうる大規模な高潮・洪水災害の危険性や広域避難の必要性について、地域社会(行政・住民双方)においてそれに備える社会的気運を醸成し、問題意識を共有しながら、広域避難等に関する課題を解決していくことが重要となっている。</p> <p>・・・</p> <p>またアクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある3市町村(津島市、蟹江町、飛鳥村)を新たに加え、8市町村による広域避難実現に向けた組織「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を平成28年10月に設立した。さらに、令和2年9月には近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構及びオブザーバーとして中部運輸局が参画している。本プロジェクトでは、3市町村拡大に伴うアクションプラン等の拡充を図るとともに、各市町村による取り組みの発信や、市町村の枠を越え地域全体で検討すべき内容に関する意見交換を行うことで、地域社会における社会的気運の醸成を図りつつ、適時・的確な広域避難誘導の実現に向けた計画を策定していくこととしている。令和2年8月には、「高潮・洪水災害広域避難計画」として第1版を策定した。令和8年1月には、近年の全国的な水災害の発生状況及び法改正等を踏まえ、地域や住民による主体的な行動とそれを後押しする行政サポートにより、円滑な広域避難実施につなげ被害最小化を目指すアクションプランに改定した。</p>	<p>●修正：広域避難実現プロジェクトのアクションプラン改定骨子に基づき修正</p> <p>●修正：広域避難実現プロジェクトのアクションプラン改定骨子に基づき修正</p>

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由	
項目	内容	番号	現状と課題	現状と課題	詳細
1)円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題					
情報伝達・避難計画等に関する事項					
河川水位等の情報提供等			河川水位等の情報提供等		
洪水予報の提供			洪水予報の提供		
1-A			1-A		
現状			現状		
<ul style="list-style-type: none"> 雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(木曾川下流河川事務所・地方気象台共同)を発表し、自治体等へ伝達 川の防災情報や気象庁HPで「洪水予報」を一般に公開 各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け 水害リスクラインを公表 洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供 素早く必要な気象情報を閲覧できるような気象庁HPのリニューアル 			<ul style="list-style-type: none"> 雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(木曾川下流河川事務所・地方気象台共同)を発表し、自治体等へ伝達 川の防災情報や気象庁HPで「洪水予報」を一般に公開 各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け 水害リスクラインを公表 洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供 素早く必要な気象情報を閲覧できるような気象庁HPのリニューアル 		【修正】令和8年度から洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)のカッコ書きの部分がなくなったため
課題			課題		
<ul style="list-style-type: none"> 発表している内容や用語等の情報が分かりにくい 公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない 洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民の理解が必要 警戒レベル相当情報の見直し 			<ul style="list-style-type: none"> 発表している内容や用語等の情報が分かりにくい 各市町村において必要な河川の情報の選択や分析・活用方法の習得が必要 公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない 洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 洪水時のダム操作・水門・排水機場など防災施設の機能等について住民の理解が必要 警戒レベル相当情報の見直し 		【削除】課題の解決が、洪水予報の「提供」ではなく「理解促進」の範疇であるため 【追加】市町村が住民に情報を「提供する側」としての能力向上を図る必要があるため
			リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信		
			1-B		
現状			現状		
			<ul style="list-style-type: none"> 水害リスクラインを公表 洪水キキクルをはじめとする情報の提供 ワンコイン浸水センサの表示システムを公開 		【追加】既存のリアルタイム情報や新たな技術による情報を住民が入手し、活用する必要があるため
課題			課題		
			<ul style="list-style-type: none"> 公開している情報を住民が入手していない より多くのワンコイン浸水センサの設置と活用方法の周知 		
ホットラインの実施			ホットラインの実施		
1-B			1-C		
現状			現状		
<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達(ホットライン)を実施 各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達(ホットライン)を実施 各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 		
課題			課題		
<ul style="list-style-type: none"> ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が必要 ホットラインの訓練が一部未実施 			<ul style="list-style-type: none"> ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が必要 ホットラインの訓練が一部未実施 		

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由
項目	内容	番号	現状と課題	詳細
1)円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題				
	タイムラインの策定		タイムラインの策定・運用	【追加】策定のみならず、運用が必要であるため
	1-C		1-D	
	現状		現状	
	・各市町村でタイムラインの策定済み		・各市町村でタイムラインの策定済み	
	課題		課題	
	・作成したタイムラインの運用として、訓練や課題の抽出などが未実施		・作成したタイムラインの運用として、訓練や課題の抽出などが未実施	
			・タイムラインが複数存在することによる混乱	【追加】構成機関への実施における課題を問うアンケートにおいて回答があったため
	避難指示等の発令		避難指示等の発令	
	避難指示等の発令		避難指示等の発令	
	1-D		1-E	
	現状		現状	
	・各市町村において避難勧指示等を発令		・各市町村において避難 勧 指示等を発令	【削除】避難勧告の文字の一部が残っていたため
	・各市町村において、地域防災計画等に避難指示等の発令基準を記載		・各市町村において、地域防災計画等に避難指示等の発令基準を記載	
	課題		課題	
	・各市町村の避難指示等の発令状況が、河川管理者、各市町村間で適時・適切に把握できていない		・各市町村の避難指示等の発令状況が、河川管理者、各市町村間で適時・適切に把握できていない	
	・発令状況伝達ルールの確立が必要		・発令状況伝達ルールの確立が必要	
	1-E		1-F	
	課題		課題	
	・犠牲者ゼロ実現に向け、気象情報を活用した早期避難(台風上陸36~24時間前)の意思決定基準を定めることが必要		・犠牲者ゼロ実現・被害最小化に向け、気象情報を活用した早期避難(台風上陸36~2472~48時間前)の意思決定基準を定めることが必要	【削除・追加】・広域避難実現プロジェクトのアクションプラン改定骨子(案)において「犠牲者ゼロの実現に向けた広域避難誘導」から「地域や住民が広域避難の必要性を理解し、円滑な広域避難の実施につなげ被害最小化」を目指すこととする」とされているため ・桑名地域広域避難タイムラインでは、「台風接近により当地域で高潮の浸水発生が想定される時点」から概ね3~2日前を目安に広域避難決定、自主避難開始とされているため
	・管内市町村の連携のもとで整合がとれた広域避難の意思決定を行うとともに、国や県なども含めた意思決定体制および指揮系統を整備することが必要		・管内市町村の連携のもとで整合がとれた広域避難の意思決定を行うとともに、国や県なども含めた意思決定体制および指揮系統を整備することが必要	

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由
項目	内容	番号	現状と課題	詳細
1)円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題				
広域避難			広域避難	
避難場所の指定状況			避難場所の指定状況	
1-F			1-G	
現状			現状	
・各市町村において、避難場所として公共施設等を指定			・各市町村において、避難場所として公共施設等を指定	
・避難先市町村との協定の検討			・避難先市町村との協定の検討	
・避難先の建設			・ 避難先の建設	【削除】既存施設を、適切な協定のもとで避難場所として指定し、効率的に活用する必要があるため (建設済みの施設の有無は不明)
課題			課題	
・避難先の選定、拡充を図ることが必要			・避難先の選定、拡充を図ることが必要	
・地区単位での避難先および避難経路の設定が必要			・地区単位での避難先および避難経路の設定が必要	
・逃げ遅れた住民の避難誘導に向けて、自宅や高層建物への垂直避難等の緊急避難の方針、誘導方策の検討が必要			・逃げ遅れた住民の避難誘導に向けて、自宅や高層建物への垂直避難 当等 の緊急避難の方針、誘導方策の検討が必要	【削除・追加】漢字の誤表記があったため
・要配慮者利用施設における利用者の避難行動の計画が必要			・ 要配慮者利用施設における利用者の避難行動の計画が必要	【移行】要配慮者施設に義務付けられている避難確保計画作成は必ずしも広域避難に関わるものではないため、2-Gに移行。
・避難先市町村と要配慮者施設の連携した訓練の実施			・ 避難先市町村と要配慮者施設の連携した訓練の実施	【移行】避難確保計画による避難訓練は必ずしも広域避難に関わるものではないため、2-Gに移行。
広域避難			広域避難	
広域避難			広域避難	
大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組			大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	
1-G			1-H	
現状			現状	
・東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会(TNT)において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている			・東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会(TNT)において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている	
課題			課題	
・避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要な協定・設備等の多岐にわたる調整が必要			・避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要な協定・設備等の多岐にわたる調整が必要	
・地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題			・地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題	
・広域避難の必要性について、さらなる周知が必要			・広域避難の必要性について、さらなる周知が必要	
避難誘導の主体			避難誘導の主体	
1-H			1-I	
現状			現状	
・避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている			・避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている	
・地域防災計画に誘導体制について記載			・地域防災計画に誘導体制について記載	
・避難訓練を通じて消防団の誘導体制の確立を促進			・避難訓練を通じて消防団の誘導体制の確立を促進	
課題			課題	
・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある			・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある	
・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる			・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる	
・車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる			・車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる	

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由	
項目	内容	番号	現状と課題	現状と課題	詳細
1)円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題					
避難に資する整備等に関する事項					
避難に資する設備等の整備			避難に資する設備等の整備		
防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保			防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保		
	1-I		1-J		
	現状	現状	現状		
	・各市町村において、防災行政無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保	・各市町村において、防災行政無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保	・各市町村において、防災行政無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保		
	・市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施	・市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施	・市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施		
	・鉄道等の事前運休に関する影響を検討 (取組事例)	・鉄道等の事前運休に関する影響を検討 (取組事例)	・鉄道等の事前運休に関する影響を検討 (取組事例)		
	桑名市:三重交通と相互支援・協力協定を締結(R2.8)	桑名市:三重交通と相互支援・協力協定を締結(R2.8)	桑名市:三重交通と相互支援・協力協定を締結(R2.8)		
	愛西市:市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施	愛西市:市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施	愛西市:市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施		
	木曾岬町:広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送(対象者:要配慮者)(R1.9)	木曾岬町:広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送(対象者:要配慮者)(R1.9)	木曾岬町:広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送(対象者:要配慮者)(R1.9)		【削除】事例の市町村や他機関も協定を順次締結しているため
	蟹江町:鉄道等の事前運休に関する影響検討	蟹江町:鉄道等の事前運休に関する影響検討	蟹江町:鉄道等の事前運休に関する影響検討		
	課題	課題	課題		
	・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要	・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要	・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要		
	・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要	・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要	・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要		
	・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要	・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要	・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要		
	・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要	・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要	・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要		
避難に関する協定締結			避難に関する協定締結		
	1-J		1-K		
	現状	現状	現状		
	・H28の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結	・H28の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結	・H28の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結		
	・企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結 (取組事例)	・企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結 (協定締結の例) 一時避難所として民間企業と協定 広域避難先として宿泊施設と協定 (取組事例)	・企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結 (協定締結の例) 一時避難所として民間企業と協定 広域避難先として宿泊施設と協定 (取組事例)		
	津島市:民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結	津島市:民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結	津島市:民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結		【追加・削除】事例の市町村や他機関も協定を順次締結しているため、締結内容を記載
	桑名市・愛西市・海津市: 「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難	桑名市・愛西市・海津市: 「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難	桑名市・愛西市・海津市: 「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難		
	桑員2市2町:「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曾岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難	桑員2市2町:「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曾岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難	桑員2市2町:「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曾岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難		
	課題	課題	課題		
	・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要	・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要	・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要		
	・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要	・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要	・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要		
	・広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要	・広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要	・広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要		
避難に資する設備等の整備状況			避難に資する設備等の整備状況		
	1-K		1-L		
	現状	現状	現状		
	・全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施	・全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施	・全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施		
	課題	課題	課題		
	・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり	・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり	・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり		
	・設置した設備に対して改善点の検討	・設置した設備に対して改善点の検討	・設置した設備に対して改善点の検討		
			・地域の水災害リスクへの理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要		【追加】住民の水災害に対するリスク認知および行動への転換が必要であるため

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由	
項目	内容	番号	現状と課題	現状と課題	詳細
2)地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題					
住民等への周知・教育・訓練に関する事項					
	想定される浸水リスクの周知		想定される浸水リスクの周知		
	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表		浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表		
	2-A		2-A		
	現状		現状		
	<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」をHPで公表 県では、想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表 各市町村において、洪水等ハザードマップを作成し、配布 気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」多段階の浸水想定図と水害リスクマップをHPで公表 県では、想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表 各市町村において、洪水等ハザードマップを作成し、配布 気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施 市町村では、雨水出水浸水想定区域図(内水浸水想定区域図)を公表。内水ハザードマップや浸水実績図の整備を促進 		【追加】新たな情報が公開されたため
	課題		課題		
	<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 水害リスク情報の空白地帯が存在する 		<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定・更新が必要 水害リスク情報の空白地帯が存在する 		【追加】法令の改訂等に応じてハザードマップの作成が必要なため
	住民等への情報伝達		住民等への情報伝達		
	住民等への情報提供		住民等への情報提供		
	2-B		2-B		
	現状		現状		
	<ul style="list-style-type: none"> 雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 		<ul style="list-style-type: none"> 雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 		
	課題		課題		
	<ul style="list-style-type: none"> 観光客(外国人等)への提供が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 観光客(外国人等)への提供が必要 		
	CCTVカメラ映像の提供		CCTVカメラ映像の提供		
	2-C		2-C		
	現状		現状		
	<ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 		<ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 		
	課題		課題		
	<ul style="list-style-type: none"> より多くのCCTVカメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり 		<ul style="list-style-type: none"> より多くのCCTVカメラ映像の公開と高度化、情報の入手、活用方法の周知 より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり 		

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由
項目	内容	番号	現状と課題	詳細
2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題				
避難に関する教育、訓練			避難に関する教育、訓練	
避難に関する広報			避難に関する広報	
2-D			2-D	
現状			現状	
<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所HPにおいて、の位置や避難のタイミング、避難経路を入力することで、その場で範囲的な避難シミュレーションを実施することができる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」等を公開 市町村において避難に関するさまざまな広報を実施 気象庁HPの「知識・解説」において、水害に関する防災気象情報の活用例などを掲載 ダム情報について、情報表示盤に表示 			<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所HPにおいて、自宅の位置や避難のタイミング、避難経路を入力することで、その場で範囲的な避難シミュレーションを実施することができる「木曾三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」多段階の浸水想定図と水害リスクマップを公開 市町村において避難に関するさまざまな広報を実施 気象庁HPの「知識・解説」において、水害に関する防災気象情報の活用例などを掲載 ダム情報について、情報表示盤に表示 	【追加】言葉が不足していたことに加え、新たな情報が公開されたため
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 広域避難が必要と思われる場合の早期段階における住民避難の促進のための広報のあり方、戦略を検討することが必要 広域避難に伴う早期避難に対する住民受容、理解促進を図ることが必要 地域の水災害リスク、広域避難の必要性に関する理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要 より有効な意識啓発や共助支援のための資料・ツールの作成が必要 大規模水害に対する社会的気運を醸成するための意識啓発の実施が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 広域避難が必要と思われる場合の早期段階における住民避難の促進のための広報のあり方、戦略を検討することが必要 広域避難に伴う早期避難に対する住民受容、理解促進を図ることが必要 地域の水災害リスク、広域避難の必要性に関する理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要 ハザードマップの認知から実際の避難行動(行動計画作成)への転換が必要 より有効な意識啓発や共助支援のための資料・ツールの作成が必要 大規模水害に対する社会的気運を醸成するための意識啓発の実施が必要 想定最大規模の洪水に対する地域住民意識の醸成が必要 効果的な啓発・広報について、マスメディア等との相互理解が必要 住民に対し避難所の防災機能・設備の周知が必要 	【追加】「住民向け防災意識調査アンケート」よりハザードマップの活用がなされていないとの結果が出たため
避難に関する教育			避難に関する教育	
2-E			2-E	
現状			現状	
<ul style="list-style-type: none"> 各市町村等において、避難に関する教育を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 各市町村等において、避難に関する教育を実施 	
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり 			<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり 	
2-F			2-F	
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要 	
避難に関する訓練			避難に関する訓練	
2-G			2-G	
現状			現状	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会における訓練を支援 			<ul style="list-style-type: none"> 自治会における訓練を支援 広域避難先と連携した避難訓練を実施 	【追加】広域避難先との訓練を実施している市町村、自治会があるため
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり 地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり 			<ul style="list-style-type: none"> 自治会の防災訓練で避難所運営に関する意識が低い 関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり 地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり 要配慮者利用施設における利用者の避難行動の計画・見直しが必要 避難先市町村と要配慮者施設の連携した訓練の実施 	【追加】市町村へのアンケートで避難所運営に関する意識が低いと回答があったため
				【追加】各市町村で対応中であるものの達成率が低いため
				【追加】各市町村で対応中であるものの達成率が低いため

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由	
項目	内容	番号	現状と課題	現状と課題	詳細
3)的確な水防活動のための取組の現状と課題					
水防活動・水防体制に関する事項					
河川水位等の情報提供等			河川水位等の情報提供等		
水防警報の提供			水防警報の提供		
3-A			3-A		
現状			現状		
<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 川の防災情報や気象庁HPで「洪水予報」を一般に公開 各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け 各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 水害リスクラインを公表 洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供 			<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 川の防災情報や気象庁HPで「洪水予報」を一般に公開 各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け 各市町村において木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 水害リスクラインを公表 洪水の危険度分布(キキクル)をはじめとする情報の提供 		
課題			課題		
<ul style="list-style-type: none"> 上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要 各市町村において必要な河川の情報の選択や分析・活用方法の周知が必要 		【修正】令和8年度から洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)のカッコ書きの部分がなくなったため 【削除】情報活用についての課題であり、下記と同様の内容であるため削除 【追加】市町村へのアンケートで左記内容の回答があったため
水防活動の実施体制			水防活動の実施体制		
水防活動の実施者			水防活動の実施者		
3-B			3-B		
現状			現状		
<ul style="list-style-type: none"> 水防活動は消防団等が担っている 一部市町で消防団活動マニュアルの策定 			<ul style="list-style-type: none"> 水防活動は消防団等が担っている 一部市町村で消防団活動マニュアルの策定 一部市町村で水防工法技術の訓練を実施 		【追加】飛島村の策定状況が不明であるため市町村とした 【追加】水防工法の訓練を実施している市町村があるため
課題			課題		
<ul style="list-style-type: none"> 水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 避難誘導体制の検討が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 避難誘導体制の検討が必要 		

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由
項目	内容	番号	現状と課題	見直し理由
3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題				
水防資機材の設備状況			水防資機材の設備状況	
水防資機材の備蓄状況			水防資機材の備蓄状況	
3-C			3-C	
現状			現状	
<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 防災センターの整備、水防倉庫の拡充 			<ul style="list-style-type: none"> 木曾川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 防災センターの整備、水防倉庫の拡充 	
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 各機関の備蓄情報が共有されていない 資機材の提供ルールが定まっていない 			<ul style="list-style-type: none"> 複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 各機関の備蓄情報が共有されていない 資機材の提供ルールが定まっていない 	
重要水防箇所の公表等			重要水防箇所の公表等	
重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施			重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	
3-D			3-D	
現状			現状	
<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所を木曾川下流河川事務所HPで公表 水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所を木曾川下流河川事務所HPで公表 水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 	
			・地域防災力の強化のため総合防災訓練を実施	【追加】各市町村で水防訓練を実施しているため
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所の更なる周知が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所の更なる周知が必要 	
			・水防技術の更なる向上が必要	【追加】技術の伝承を含めてさらに技術力向上が必要であるため
市町村庁舎等の水害時における対応に関する事項				
市町村庁舎の浸水対策			市町村庁舎等の浸水対策	【追加】市町村庁舎や災害拠点病院等を対象とするため
市町村庁舎の浸水対策の実施状況			市町村庁舎等の浸水対策の実施状況	
3-E			3-E	
現状			現状	
<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み 輪中堤等の掘削、切土等を制限 			<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み 輪中堤等の掘削、切土等を制限 	
課題			課題	
<ul style="list-style-type: none"> 浸水時の耐水対策の推進 輪中堤の保全 			<ul style="list-style-type: none"> 浸水時の耐水対策の推進 輪中堤の保全 	

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由
項目	内容	番号	現状と課題	詳細
4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題				
氾濫水の排水に関する事項				
排水設備の操作・運用			排水設備の操作・運用・強化	
排水設備の操作・運用状況			排水設備の操作・運用・強化状況	【追加】雨水出水等に対応した排水施設の強化が必要であるため
4-A			4-A	
現状			現状	
・樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施			・樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施	
			・一部市町村で雨水出水浸水想定区域図(内水浸水想定区域図)を作成・公表	【追加】R3.5水防法改正により雨水出水浸水想定区域の指定対象排水施設が拡大されたため
課題			課題	
・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有が必要			・排水設備の位置、規模、操作方法等の情報を関係機関で共有が必要	【追加】市町村へのアンケートで左記内容の回答があったため
			・雨水出水に対応した排水施設が必要	【追加】雨水出水浸水想定区域図に基づいた排水対策が必要であるため
災害対策車両等の操作・運用			災害対策車両等の操作・運用	
災害対策車両等の操作・運用状況			災害対策車両等の操作・運用状況	
4-B			4-B	
現状			現状	
・防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施			・防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施	
・災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保			・災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保	
課題			課題	
・木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への更なる周知が必要			・木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への更なる周知が必要	
排水計画			排水計画	
排水計画の策定状況			排水計画の策定状況・運用	【追加】計画の実効性等の評価と改善が必要であるため
4-C			4-C	
現状			現状	
・計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定			・計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定	
課題			課題	
・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要			・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要	
			地域BCP	
			地域BCPの策定状況	
			4-D	
現状			現状	
			・地域BCP作成に関するセミナー資料や支援ツール等の情報提供を実施	【追加】令和3年度版から設定されていたものの記載がなかったため
課題			課題	
			・住民一人一人の避難行動の認識の徹底	
			・被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧ができるように、地域毎のBCPの策定が必要	

現行・見直し後比較表(4.現状の取組状況と課題)

R3.8.31版			見直し	見直し理由
項目	内容	番号	現状と課題	詳細
5)河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題				
河川整備等に関する事項				
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施			洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況			洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	
5-A			5-A	
現状			現状	
・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施			・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施	
・透過型砂防堰堤等の整備を実施			・ 透過型砂防堰堤等の整備を実施	【削除】木曾下では実施していないため
課題			課題	
・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり			・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり	
・土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備			・ 土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	【削除】取組内容として透過型砂防堰堤等の整備を予定していないため
危機管理型ハード対策の実施			危機管理型ハード対策の実施	
危機管理型ハード対策の実施状況			危機管理型ハード対策の実施状況	
5-B			5-B	
現状			現状	
・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施			・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施	
課題			課題	
・一部、天端の保護が未施工の区間あり			・一部、天端の保護が未施工の区間あり	
その他防災・減災に資する整備に関する事項				
防災拠点等の整備			防災拠点等の整備	
防災拠点等の整備状況			防災拠点等の整備状況	
5-C			5-C	
現状			現状	
・高潮堤防補強等を実施			・高潮堤防補強等を実施	
・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災ST、白鷄防災ST、源録防災ST、高畑防災ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点)			・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施(城南防災ST、白鷄防災ST、源録防災ST、高畑防災ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点)	
課題			課題	
・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要			・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	
			適切な土地利用の促進及び災害情報の共有	
			適切な土地利用の促進のためのルールや地域計画等及び災害時の情報共有のルール策定状況	
			5-D	
現状			現状	【追加】令和3年度版から設定されていたものの記載がなかったため
			・ 一部市町村で立地適正化計画の強化を実施	
課題			課題	
			・ 「人的被害・社会経済被害の最小化」に向け、適切な土地利用の促進及び、災害情報の共有体制強化が必要	

現行・見直し後比較表

R3.8.31 版	見直し	見直し理由
<p>5. 減災のための目標</p> <p>P 参-22・・・</p> <p>木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。令和7年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。</p> <p>【5年間（令和7年度まで）で達成すべき目標】</p> <p>木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指す。</p> <p>※大規模な水害： 想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害</p> <p>※人的被害の最小化： 大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減</p> <p>※社会経済被害の最小化： 大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態</p>	<p>5. 減災のための目標</p> <p>・・・</p> <p>木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。令和7年度令和12年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。</p> <p>【5年間（令和7年度令和12年度まで）で達成すべき目標】</p> <p>木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指す。</p> <p>※大規模な水害： 想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害</p> <p>※人的被害の最小化： 大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減</p> <p>※社会経済被害の最小化： 大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態</p>	<p>●時点更新</p> <p>●削除：広域避難実現プロジェクトのアクションプラン改定骨子に基づき削除</p> <p>●時点更新</p> <p>●削除：広域避難実現プロジェクトのアクションプラン改定骨子に基づき削除</p>

R3.8.31 版	見直し	見直し理由
<p>6. 概ね5年間で実施する取組</p> <p>P参-23・・・</p> <p>昭和34年9月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は以下のとおり。</p> <p>※主な取組項目に記載する英字は、「4. 現状の取組状況と課題」との関連を示す。 ※取組機関は以下のとおりとする。</p> <p>河川管理者：木曾川下流河川事務所</p> <p>市町村：海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛鳥村、桑名市、木曾岬町</p> <p>県：岐阜県、愛知県、三重県</p> <p>气象台：岐阜地方气象台、名古屋地方气象台、津地方气象台</p> <p>ダム管理者：(独)水資源機構中部支社</p> <p>実現プロジェクト：木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト</p> <p>TNT：東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会</p> <p>流域治水：木曾川水系流域治水プロジェクト</p>	<p>6. 概ね5年間で実施する取組</p> <p>・・・</p> <p>昭和34年9月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曾三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は以下のとおり。</p> <p>※主な取組項目に記載する英字は、「4. 現状の取組状況と課題」との関連を示す。 ※取組機関は以下のとおりとする。</p> <p>河川管理者：木曾川下流河川事務所</p> <p>市町村：海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛鳥村、桑名市、木曾岬町</p> <p>県：岐阜県、愛知県、三重県</p> <p>气象台：岐阜地方气象台、名古屋地方气象台、津地方气象台</p> <p>ダム管理者：(独)水資源機構中部支社</p> <p>実現プロジェクト：木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト</p> <p>TNT：東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会</p> <p>流域治水：木曾川水系流域治水プロジェクト</p>	<p>●削除：各プロジェクトや協議会の構成機関を取組機関として明示することで、実施主体を明確にするため</p>

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動(広域避難含む)のための取組						
1-A: 洪水予報の提供			1-A: 洪水予報の提供			
<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 ・地域防災力の向上のための人材育成 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・浸水実績等の周知 ・災害リスクの現地表示 ・洪水予報や河川水位の状況に関する解説 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・水害危険性の周知促進 ・避難計画作成の支援ツールの充実 ・ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ・水害リスクラインの活用 ・住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底(マイタイムラインの作成) ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	木曾下 市町村 気象台 TNT	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 ・地域防災力の向上のための人材育成 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・ダム・水門・排水機場等の運用状況に係る情報発信の強化 ・浸水実績等の周知 ・災害リスクの現地表示 ・洪水予報や河川水位の状況に関する解説 ・新しい防災気象情報ととるべき行動の周知 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・水害危険性の周知促進 ・避難計画作成の支援ツールの充実 ・ダム放流情報を活用した避難体系の確立 ・水害リスクラインの活用 ・住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底(マイタイムラインの作成) ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～ 令和8年度～ 引き続き実施	木曾下 市町村 気象台 TNT	<ul style="list-style-type: none"> 【移行】2-F 【移行】1-I、2-E 【修正(継続)】具体的な施設及び情報が不明確なため修正 【移行】2-B 【移行】1-L 【修正(継続)】防災気象情報が令和8年出水期から運用開始予定のため修正 【削除(統合)】新規:プッシュ型の情報提供に統合 【移行】2-A 【統合】1-D「多機関連携タイムラインへの拡充」に統合 【移行】1-B 【削除】内容が2-Eと同じであるため(洪水予報の提供に関する内容ではないため) 【移行】1-F 【統合】1-D「多機関連携タイムラインへの拡充」に統合
			1-B:リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信			
			<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスクラインの活用 ・ワンコイン浸水センサの設置、増設 ・リアルタイム情報の入手先や活用方法の周知 	令和8年度～	木曾下 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【移行】1-Aから 【追加】リアルタイムな浸水状況の把握から迅速な避難行動に繋げるため 【追加】住民のリスク理解を深め、主体的な避難行動への意識転換を促すため
1-B: ホットラインの実施			1-C: ホットラインの実施			
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達(ホットライン)における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 	引き続き実施	木曾下 市町村 気象台※ ※訓練のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達(ホットライン)における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 	引き続き実施 毎年実施	木曾下 市町村 気象台※ ※訓練のみ	
1-C: タイムラインの策定			1-D: タイムラインの策定			
<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善 	毎年実施	木曾下 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善 ・多機関連携タイムラインへの拡充 	毎年実施 令和8年度～	木曾下 市町村 気象台	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】訓練の実施、課題抽出・改善の継続が必要であるため 【統合】複数のタイムラインが存在することによる混乱を解消する必要があるため(1-Aから移行)

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動(広域避難含む)のための取組						
1-D: 避難指示等の発令			1-E: 避難指示等の発令			
・木曾三川に係る市町村の避難指示等の発令状況について、木曾川下流河川事務所への発令状況伝達ルールの確立	引き続き実施	木曾下 市町村※ ※ルール確立のみ	・木曾三川に係る市町村の避難指示等の発令状況について、 木曾川下流河川事務所関係者 への発令状況伝達ルールの確立	引き続き実施	木曾下 県 市町村※ ※ルール確立のみ	【修正(継続)】関係者間でのルール確立が必要であるため
1-E: 避難指示等の発令			1-F: 避難指示等の発令			
「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 TNT での取組	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT 木曾下 県 市町村	【修正】広域避難実現プロジェクト全体(市町村・県・国)で取組む内容であるため取組機関を具体化
・広域避難の意思決定タイミング			・広域避難の意思決定タイミング			
・意思決定体制・広報体制の確立			・意思決定体制・広報体制の確立			
			・ 避難指示の前倒し	令和8年度～		【移行】避難指示に関する内容であるため(1-Aから)
1-F: 避難計画の作成及び支援、避難場所の設定指定状況			1-G: 避難計画の作成及び支援、避難場所の設定指定状況			
「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 TNT での 取組共有	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT 県 市町村	【修正】災害対策法に基づき、市町村・県が主体となって取組み、プロジェクトでは、共有のみであるため
・広域避難先の確保			・広域避難先の確保			
・避難経路の設定			・避難経路の設定			
・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導体制の確立			・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導体制の確立			
1-G: 大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組			1-H: 大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組			
・市町村避難指示と連動したタイムラインの策定・運用	令和3年度～	TNT	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組	令和3年度～ 引き続き実施	実現プロジェクト、TNT 木曾下 県 市町村	【追加】新規: 広域避難実現プロジェクト全体(市町村・県・国)で取組む内容であるため
・応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充			・市町村避難指示と連動したタイムラインの策定・運用			【削除】内容が1-Lと同じであるため
・想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表			・ 応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充			【削除】内容が2-Aと同じであるため
			・ 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表			
1-H: 避難誘導の主体			1-I: 避難誘導の主体			
・避難誘導体制の検討(地域防災計画の更新)と避難誘導者(消防職員、水防団員、警察官、市職員など)の訓練実施	令和3年度～	市町村 関係機関※ ※訓練のみ	・避難誘導体制の検討(地域防災計画の更新)と避難誘導者(消防職員、水防団員、警察官、市職員など)の訓練実施	令和3年度～ 引き続き実施	木曾下 県 市町村 関係機関※ ※訓練のみ	【移行】1-J
・ 渋滞への対策として交通整理、交通規制等、バスの調達などの大規模輸送の事前計画			・ 渋滞への対策として交通整理、交通規制等、バスの調達などの大規模輸送の事前計画			【移行】1-Aから
			・ 地域防災力の向上のための人材育成	令和8年度～		
1-I: 防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況			1-J: 防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況			
「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 TNT での 取組共有	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT 県 市町村	【修正】災害対策法に基づき、市町村・県が主体となって取組み、プロジェクトでは、共有のみであるため
・広域避難におけるバスの活用			・広域避難におけるバスの活用			
・広域避難における鉄道の活用			・広域避難における鉄道の活用			
			・ 渋滞への対策としてバスの調達などの大規模輸送の事前計画	令和8年度～		【移行・修正】交通整理や交通規制は警察が主体となるため削除(1-Iから)

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動(広域避難含む)のための取組						
1-J: 避難に関する協定締結			1-K: 避難に関する協定締結			
「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT	「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組共有	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT	【修正】災害対策法に基づき、市町村・県が主体となって取組み、プロジェクトでは、共有のみであるため
・広域避難先の確保			・広域避難先の確保		県	【削除】内容が1-Gと同じであるため
・避難経路の設定			・避難経路の設定		市町村	【削除】内容が1-Gと同じであるため
			・広域避難受入に関する住民向け説明会の開催	令和8年度～		【追加】受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐため
1-K: 避難に資する設備等の整備状況			1-L: 避難に資する設備等の整備状況			
・応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充	引き続き実施	市町村	・応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充	引き続き実施	市町村	
・土地利用規制(災害危険区域等)地区からの移転の誘導	令和3年度～		・土地利用規制(災害危険区域等)地区からの移転の誘導	令和3年度～		【移行】5-D
			・災害リスクをわかりやすく提供するための現地表示や現地の浸水イメージの提供	令和8年度～		【移行、修正】ARや3Dハザードマップ等の活用等の可能性を含めて修正(1-Aから)
			・避難所の機能強化・実装			【追加】住民の避難行動を促進し、生命と安全を確保するため

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組						
2-A: 浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表			2-A: 浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表			
<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 水害リスク空白域の解消 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定・公表 	令和3年度～	木曾下 県	<ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 R3水防法改正による対象河川、想定最大規模降雨および高潮・内水の浸水想定区域の策定・公表 水害リスク空白域の解消 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定・公表 R3水防法改正による対象河川、および高潮・内水の浸水想定区域におけるハザードマップの策定・公表 水害危険性の周知促進 	令和3年度～ 令和8年度～ 引き続き実施	木曾下 県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【修正(継続)】R3.5水防法改正により対象河川を拡充している旨を追記、対象を高潮・内水に拡大 【修正(継続)】対象が拡大された浸水想定区域図をもとにハザードマップを作成 【移行】1-Aから ※策定に関する助言
2-B: 住民等への情報提供			2-B: 住民等への情報提供			
<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立 浸水実績等の周知 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実 災害リスクの現地表示 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、TNT 木曾下 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立 浸水実績等の周知 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実 災害リスクの現地表示 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、TNT 木曾下 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【移行】1-Aから 【削除】1-A(1-1移行)と同じであるため削除
2-C: CCTVカメラ映像の提供			2-C: CCTVカメラ映像の提供			
<ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ等の拡充と高度化、情報の入手、活用方法の周知、市町村HPでの公開の拡充 水位計の設置 	引き続き実施 令和3年度～	河川管理者 市町村 県 ダム管理者	<ul style="list-style-type: none"> CCTVカメラ等の拡充と高度化、情報の入手、活用方法の周知、市町村HPでの公開の拡充 水位計の設置 	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 市町村 県 ダム管理者	
2-D: 避難に関する広報			2-D: 避難に関する広報			
<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 地域住民の自助力・共助力の向上 	引き続き実施	実現プロジェクト、TNT	<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 地域住民の自助力・共助力の向上 防災施設の機能に関する情報の拡充 自助力・共助力の向上のため、リスクの可視化から避難行動への意識転換を促す体験型広報の実施 マスメディア等広報関係者との相互理解による効果的な周知・啓発・広報の展開 	引き続き実施 令和8年度～	実現プロジェクト、TNT 木曾下 県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【修正】広域避難のみに関わる内容ではないため 【削除】内容が1-Fと同じであるため 【削除】目的であり取組内容ではないため 【追加】住民の心理的ハードルを下げ、適切な避難行動を促進するため 【追加】仮想体験、ワークショップ等の実践的な広報活動を通じて住民のリスク理解を深め、主体的な避難行動への意識転換を促すため 【追加】マスメディアへの情報提供だけでなく、SNS等の活用方法等、担当者レベルでのディスカッション等を踏まえた相互理解を経て、マスメディアやSNS等を通じた普及・展開による防災意識醸成や社会通念の浸透が必要のため

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組						
2-E: 避難に関する教育			2-E: 避難に関する教育			
<ul style="list-style-type: none"> 学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充 住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底(マイトimelineの作成等) 	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 市町村 県 気象台 TNT	<ul style="list-style-type: none"> 学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充 住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底(マイトimelineの作成等) ・(再掲)地域防災力の向上のための人材育成 	引き続き実施 令和3年度～ 令和8年度～	木曾下 市町村 県 気象台	【移行】1-Aから
2-F: 避難に関する教育			2-F: 避難に関する教育			
<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 地域住民の自助力・共助力の向上 自主的危機回避行動(自主避難)の啓発活動 	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、TNT 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」、TNTでの取組 ・地域住民の自助力・共助力の向上 自主的危機回避行動(自主避難)の啓発活動 ・わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施 	引き続き実施 令和3年度～ 毎年実施	実現プロジェクト、TNT 木曾下 市町村 気象台※ ※助言	【修正】広域避難に関する検討を「広域避難実現プロジェクト」に集約し、取組機関を具体化 【削除】目的であり取組内容ではないため 【移行】1-Aから
2-G: 避難に関する訓練			2-G: 避難に関する訓練			
<ul style="list-style-type: none"> 円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施 避難訓練への地域住民の参加促進 	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 市町村 県	<ul style="list-style-type: none"> 円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施 ・水害(河川・高潮・内水)に関する避難訓練への地域住民の参加促進 ・要配慮者施設における避難計画の作成・見直し促進及び避難の実効性の確保 	引き続き実施 毎年実施 令和3年度～ 令和8年度～	木曾下 市町村 県	【修正(継続)】地震や火災の避難訓練のみならず水害に関する避難訓練の実施が必要であるため 【追加】各市町村で対応中であるものの、作成・見直し及び訓練の継続実施が必要であるため

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組						
3-A: 水防警報の提供			3-A: 水防警報の提供			
<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 洪水予測や河川水位の状況に関する解説 的確な気象情報の提供 防災気象情報の改善 避難指示の前倒し 鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～	気象庁 木曽下 市町村 TNT	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 洪水予測や河川水位の状況に関する解説 市町村の防災担当者に対し、洪水予測や河川水位の解説を含む防災気象情報の講習を実施 的確な気象情報の提供 防災気象情報の改善 (再掲)新しい防災気象情報ととるべき行動の周知 避難指示の前倒し 鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成 	令和3年度～ 毎年実施 引き続き実施 令和8年度～	気象庁 木曽下 市町村 気象台 TNT	【統合】「洪水予測や河川水位の状況に関する解説」「市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施」と統合 【修正(継続)】防災気象情報が令和8年出水期から運用開始予定のため修正 【削除】水防警報に関係しないため 【削除】水防警報に関係しないため
3-B: 水防活動の実施者			3-B: 水防活動の実施者			
<ul style="list-style-type: none"> 民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 水防関係者間での連携、協力に関する検討 	令和3年度～	市町村 県	<ul style="list-style-type: none"> 民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 水防関係者間での連携、協力に関する検討 	令和3年度～ 引き続き実施	市町村 県 水防事務組合	
3-C: 水防資機材の備蓄状況			3-C: 水防資機材の備蓄状況			
<ul style="list-style-type: none"> 水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 重要水防箇所の見直し 	引き続き実施 令和3年度～	木曽下 市町村 県 ダム管理者	<ul style="list-style-type: none"> 水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 重要水防箇所の見直し 	引き続き実施 令和3年度～	木曽下 市町村 県 ダム管理者	
3-D: 重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施			3-D: 重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施			
<ul style="list-style-type: none"> 住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) 水防訓練の充実 	令和3年度～	木曽下 市町村※ ※合同巡視のみ	<ul style="list-style-type: none"> 住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) 水防訓練の充実 水防活動の知識習得と技術力向上のため、水防訓練の実施や水防専門家を講師とした講習会を実施 	令和3年度～ 引き続き実施 毎年実施	木曽下 県※ 市町村※ ※合同巡視のみ	【継続】重要水防箇所の合同巡視は地域住民の参加を拒むものではないものの、促進はしていないため 【継続】水防活動の知識習得には研修だけでなく、講習会も有効であるため 【継続】水防活動の知識習得には研修だけでなく、講習会も有効であるため
3-E: 市町村庁舎の浸水対策の実施状況			3-E: 市町村庁舎等の浸水対策の実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> 浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 雨水ポンプの耐水対策の推進 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) 浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	令和3年度～	木曽下 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 雨水ポンプの耐水対策の推進 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実・強化(耐水化、非常用発電機等の整備) 浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全 	令和3年度～ 令和8年度～	木曽下 市町村	【削除】内容が不明確であるため 【移行】4-A 【継続】対象を防災拠点施設に修正

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組						
4-A: 排水設備の操作・運用状況			4-A: 排水設備の操作・運用・強化状況			
・浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化	引き続き実施	木曾下 市町村 県	・浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模、 操作方法 等の情報の共有化 ・ 雨水ポンプ場の耐水対策の推進 ・ 雨水出水浸水想定区域等に基づいた雨水排水網や排水施設整備の推進	引き続き実施 令和8年度～	木曾下 市町村 県	【継続】操作方法の共有も合わせて必要であるため 【移行、修正】表記を統一するため修正(3-Eから) 【追加】雨水出水や気候変動の影響を考慮した浸水対策が必要であるため
4-B: 災害対策車両等の操作・運用状況			4-B: 災害対策車両等の操作・運用状況			
・災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施	木曾下	・災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施	引き続き実施 毎年実施	木曾下	
4-C: 排水計画の策定状況			4-C: 排水計画の策定状況・運用			
・排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	木曾下 県	・排水計画の見直し、早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施	適宜実施	木曾下 県	
4-D: 地域BCPの策定状況			4-D: 地域BCPの策定状況			
・地域BCP策定	令和3年度～	市町村 県 TNT	・地域BCP策定	令和3年度～ 引き続き実施	市町村 県 TNT	

現行・見直し後比較表(6.概ね5年間で実施する取組)

R3.8.31版			見直し			見直し理由
主な取り組み項目	目標時期	取組機関	主な取り組み項目	目標時期	取組機関	詳細
4)河川管理者によるハード対策(洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策)						
5-A:洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況			5-A:洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況			
・洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、パイピング対策の実施	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 市町村 県	・洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、パイピング対策の実施	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 県 市町村	※1 【統合※1】「本川と支川の合流部等の対策」「河道掘削」「堤防整備・強化」と統合、文言修正
・本川と支川の合流部等の対策			・流下能力対策、浸透対策、パイピング対策、合流部等への対策の実施			※1
・流木や土砂の影響への対策			・本川と支川の合流部等の対策			※2
・重要インフラの機能確保			・流木や土砂の影響への対策			【統合※2】「樹木伐採」と統合、文言修正
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保			・河道内の阻害要因除去と適切な管理方法の設定			【削除】洪水氾濫を未然に防ぐ対策ではないため
・災害時及び災害復旧に対する支援			・重要インフラの機能確保			※3
・河道掘削			・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保			【統合※3】「排水機場増強・新設」と統合、文言修正
・堤防整備・強化			・排水機場・樋門・樋管等の施設整備と操作・対応マニュアルの整備			【削除】洪水氾濫を未然に防ぐ対策ではないため
・地震津波対策			・災害時及び災害復旧に対する支援			※1
・樹木伐採			・河道掘削			※1
・排水機場増強・新設			・堤防整備・強化			【削除】洪水氾濫を未然に防ぐ対策ではないため
			・地震津波対策			※2
			・樹木伐採			※3
			・排水機場増強・新設			
5-B:危機管理型ハード対策の実施状況			5-B:危機管理型ハード対策の実施状況			
・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	木曾下 市町村 県	・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施	引き続き実施	木曾下 県 市町村	
5-C:防災拠点の整備・重要施設等の保全対策実施状況			5-C:防災拠点の整備・重要施設等の保全対策実施状況			
・迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備	引き続き実施	木曾下 市町村	・迅速な防災活動に資するための水防活動資材の備蓄・作業場所、及び災害復旧活動拠点としての機能を有する防災活動拠点の整備	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 県 市町村	【修正(継続)】防災拠点の具体的な機能として、水防活動や災害復旧における資材・作業スペースが必要であるため
・多数の家屋や重要施設等の保全対策	令和3年度～		・多数の家屋や重要施設等の保全対策			【移行】5-Cで2つに分かれていたものを集約
・防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施	引き続き実施	木曾下 市町村 県	・防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施			
5-D:適切な土地利用の促進のためのルールや地域計画等の策定状況			5-D:適切な土地利用の促進のためのルールや地域計画等の策定状況			
・適切な土地利用の促進	令和3年度～	木曾下 市町村	・適切な土地利用の促進	令和3年度～ 引き続き実施	木曾下 県	【削除】内容が不明確であるため
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化			・災害情報の地方公共団体との共有体制強化			【移行】1-Lから
			・土地利用規制(災害危険区域等)地区からの移転の誘導	令和8年度～	市町村	【追加】人的被害・経済被害を抑えるため
			・災害ハザードエリアにおける開発抑制			

現行・見直し後比較表

R3.8.31 版	見直し	見直し理由
7. フォローアップ P 参-29・・・ 変更なし	7. フォローアップ ・・・ 変更なし	